

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和7年6月1日現在)

当診療所は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

・医療情報取得加算について

当診療所では、オンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報（薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報）を取得・活用して診療を行っております。

・明細書発行体制等加算について

診療の透明性を高めるため、全ての患者様に診療報酬の算定項目が記載された診療明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

・外来後発医薬品使用体制加算について

当診療所では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。尚、状況に応じて患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

・一般名処方加算について

当診療所では、後発品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟に対応することができます。

・歯科初診料の注1に規定する基準について

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフが在籍しております。

出版健康保険組合診療所 院長